

令和5年度第1回 小平市入札等監視委員会（会議録）

とき：令和5年7月13日（木）午前10時から11時30分

ところ：小平市役所3階庁議室

1 出席者

小平市入札等監視委員会委員 3名

池畑芳子、木内昭二、高橋良一

市側 16名

議会事務局次長、議会事務局次長補佐、議会事務局議会担当係長、環境部水と緑と公園課長、都市開発部公共工事担当課長、都市開発部道路課長補佐、都市開発部道路課設計担当係長、都市開発部施設整備課長、都市開発部施設整備課整備担当係長、教育部教育総務課長、教育部教育総務課施設管理担当係長、教育部学務課長、教育部学務課栄養指導担当係長、教育部学務課学校給食センター主任、教育部教育指導担当部長、教育部指導課長補佐

事務局（総務部契約検査課長、総務部契約検査課契約担当係長）他 計4名

2 傍聴者

なし

3 配布資料

(1) 次第

(2) 資料1：審議案件の工事・業務内容等について

(3) 資料2：各委員からの質問事項への回答

4 議題

(1) 正副委員長の互選

(2) 総合評価案件に係る審議

(3) 抽出案件に係る審議

5 議事内容（会議録）

事前に受けた質問に対する回答を行い、抽出案件について、考察していく形で進行する。
なお、事前に受けた質問に対する回答は別添のとおりである。

○池畑委員 それでは、始めます。小口委員長が退任されましたので、委員長及び副委員長の選出を行います。小平市入札等監視委員会設置要綱第5条により、互選で選出いたします。委員長及び副委員長の互選をお願いします。ご意見をお願いいたします。

○木内委員 池畑委員に委員長をお願いします。

○池畑委員 皆様、よろしいですか。

(異議なし)

○池畑委員長 それでは、互選により委員長を拝命いたしました。よろしくをお願いいたします。

それでは、副委員長を互選で決めたいと思います。意見はありますか。

○高橋委員 木内委員にお願いしたいと思います。

○池畑委員長 木内委員に副委員長をお願いできればと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○池畑委員長 異議がありませんので、木内委員、お願いできますか。

○木内副委員長 よろしく申し上げます。

○池畑委員長 それでは、本日の審議案件に入ります前に、事務局が傍聴人の確認を行います。

○事務局 傍聴希望者はありません。

○池畑委員長 ただいま、傍聴人なしとの報告がありました。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。

最初に、事務局より本日の対象案件の説明をお願いいたします。

○事務局 今回の審議対象案件につきましては、令和4年度に契約を締結した総合評価方式3件と令和4年10月1日から令和5年3月31日までに契約締結いたしました全契約案件の中から、委員の先生方に任意で抽出いただきました6件の合計9件を審議対象案件といたしました。

審議の順番は、レジュメでお示ししているとおりにお願いします。

○池畑委員長 それでは、これより審議に入ります。

初めに、武蔵公園整備工事の内容と事前の質問事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1の1ページをご覧ください。工事の概要については記載のとおりですが、花小金井八丁目の都市計画の公園区域において、花小金井武道館及び駐車場の跡地に公園を整備いたしました。工期は令和4年7月から令和5年1月までの130日間になります。

2ページ目のほうに、案内図とイメージ図があります。業者選定方式は、総合評価一般競争入札となりますが、落札者決定基準及び評価方法については、3ページから4ページに記載のとおりです。入札者の入札価格及び評価の状況については、5ページに記載のとおりですが、4社の参加がありまして、うち2社が辞退し2社が入札を行い、その結果、株式会社山口建興が評価値55.00点で落札いたしました。評価項目の合計獲得点の内訳は、5ページ下段のほうに記載のとおりです。

次に、いただいた質問ですが、資料2の1ページ目から4ページ目のとおりです。池畑委員長から4問、木内副委員長から2問、高橋委員から4問の計10問の質問をいただいております。

回答については、配付済みの資料のとおりとなりますので、説明は省略いたします。

○池畑委員長 事後に辞退理由の聞き取りは行っていますか。

○事務局 今までは、確実に辞退理由を確認するところまでは踏み込めていない状況もありましたので、今後は総合評価一般競争入札の案件については都度聞き取りを行うようにしていきたいと考えております。

○池畑委員長 それによって少しでも改善できれば、今後の運営について何か役に立つのではないかと思います。

○木内副委員長 落札する気がない業者が参加するということはないと思いますが、途中で辞退すると、競争性が確保されなくなってくるということだと思いますので、辞退した理由を確認してほしいと思います。どの業者も他案件を落札すれば、全部はできないため辞退するということはある程度やむを得ないと思います。その辞退の理由が明確になるように、確認する努力はしてもらいたいと思います。

○高橋委員 入札全体に絡むことかもしれませんが、今、建設事業等では不調が出ている状況で問題を感じていますが、今回の案件については不調の恐れはありましたか。

○事務局 不調については、今回、案件として上げさせていただいているもの以外におきましては、年間数件は出てきております。私が4月に着任してからでは、傾向としては増えつつあります。

ただ、一概に物価の高騰だけに起因しているものではなく、例えば工事の中で、工法が市においては目新しいものであるなど、いろいろな事情で若干増えつつあるかなと感じております。

○高橋委員 資料を拝見したところ、開札日と契約日が同一なのですが、総合評価方式の場合には、採点に手間がかかるとは思います。すぐできるのですか。

○事務局 ご指摘のとおり、小平市の場合開札日と契約日が同一になっております。ただ、総合評価一般競争入札の場合は、事前に提出書類を担当のほうで受けて、内容についてチェックを行い採点する手順を経ておりますので、一つの流れとしてスムーズにできております。また、必要なチェックはしっかりその都度行っております。

○高橋委員 質問の中で、地域貢献の基準点を少し高くしたほうがよいというものがありますが、その回答として、市外参入者を増やすために配点を5点から3点に改善した経緯の記載があるのですが、もう少し細かく説明をお願いします。

○事務局 総合評価方式は、平成23年度から試行し、平成25年度から本格実施しております。そこからマイナーチェンジや工事の対象の拡大などを行ってきました。平成27年度に建築土木工事について、それまでは予定価格9,000万円以上を対象としていたものを5,000万円以上に拡大した経過があります。その後、制度として運用をしていく中で、入札等監視委員会などで意見をいただきました。地域密着度及び地域貢献度の配点が過大で、市内事業者に過剰に有利になっているのではという問題点も指摘がありました。

また、落札者決定基準について技術力と関係のない企業の信頼性、社会性の比重が大き過ぎるのではないかという意見もありました。総合評価方式の制度の根本は価格と品質の両方を総合的

に優れた内容にするということが第一であり、ここに立脚しなければいけないことから、そのバランスをどう整理するかという議論がありました。その上で、令和2年度に、地域密着度、地域貢献度の配点を下げて、技術力の点数を高めるといった配点の変更を行いました。

現在は、それに対する検証を2年度、3年度の実績などを見ながら行っており、分析の中では、配置予定技術者に対する加点が高かった業者については、結果的に工事成績も上がっているという相関性があると思われるとの分析もありました。引き続き検証していきたいと考えております。

○池畑委員長 ところどころ総合評価方式も改定されてきております。意見が出る中で変えているため、よくなってきているというのが今のところの実感です。

○木内副委員長 今の点と関係して、この落札者決定基準というのは、毎年定期に見直しているのですか。それとも、何かあったときに見直すのですか。

○事務局 毎年必ず手を入れるという決めはありませんが、都度、市としてどんな政策を押し出すのかということも踏まえて、常に見直しなどをしていくべきという感覚を持っております。

○池畑委員長 次に、小平市道第C-39号線外道路整備工事に関して、事前の質問事項について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 資料1の6ページをご覧ください。

工事の概要は記載のとおりで、沿道の住環境の向上を目的としまして、小平市道第C-39号線外に車道側溝、L型側溝や集水柵の設置を行うものです。工期は令和4年6月から令和5年2月までの161日間になります。

7ページが案内図です。

業者選定の方法は、総合評価一般競争入札となりますので、落札者決定基準及び評価方法につきましては、8ページから9ページに記載のとおりです。

入札者の入札価格及び評価の状況は10ページに記載のとおりで、4社の参加があり、うち2社が辞退、2社が入札を行いまして、その結果、株式会社菅井商建が評価値42.83点で落札いたしました。合計獲得点の内訳は、記載のとおりです。

次に、いただいた質問ですが、資料2の5ページから6ページのとおりで、池畑委員長から2問、木内副委員長から2問、高橋委員から2問、計6問の質問をいただいております。回答については、資料のとおりとなりますので、説明は省略いたします。

○池畑委員長 では、質疑に入ります。

6ページの一番下のところで、下から4行目、雨水本管が整備されていないため、道路両端のL型側溝下部に塩化ビニール管を設置するということが書いてありますが、雨水本管の整備の予定は、順調なのですか。

○公共工事担当課長 現在の市道の下水道の整備について、全ての路線に公共雨水管が整備されているわけではありません。今回の工事は、道路に降った雨をいかに合理的に排水するかというところを事前に調整した上で決定しております。

○池畑委員長 九州豪雨などを踏まえ、小平も事前に少しずつできる範囲であれば整備を進めたほうがよいと思ってお聞きしました。

○木内副委員長 L型側溝の工事は大分整備できてきていると感じていますが、手をつけられていないところはあります。順次進めていく方向で動いているのですか。

○公共工事担当課長 計画的に整備しています。どこでもL型側溝を整備できるわけではなく、境界が決まっていないと基本的に整備しないという原則ではありますが、道路整備を実施する際、アスファルト舗装だけではなく側溝も一緒に整備して、雨水排水を適切に流せるように考えております。ただし、下水管が入っていないケースもありますので、その際は道路管理者の管を設置して流すということを考えるなど、状況を勘案しながら整備を進めております。

○池畑委員長 全てに下水管を通すというのは難しいのですか。

○公共工事担当課長 そちらは下水道課で、順次計画を立てて行っております。それに合わせて、可能であれば一緒に整備することが望ましいと思います。

○木内副委員長 直接は関係ないですが、最近集中豪雨もありますが、小平の場合に、排水の関係で一番問題があると市が把握しているところはありますか。小平市は北西のほうが土地が低いですが、排水は大丈夫なのですか。

○公共工事担当課長 小平市内で、雨水の下水道が整備されている地域と、整備されていない地域があり、新小金井街道から東側の地域では雨水管が入っていない地域もあります。そこは比較的、雨水の対策が後手に回っていますので、場所によっては、道路冠水が起きることがありますが、以前と比べるとかなり改善されてきています。改善されてきていますが、まだ完全ではないという状況です。

○道路課 対策としましては、下水道本管自体は、時間当たり50ミリ対応の整備はこれまでしてきていますが、それだけでは近年のゲリラ豪雨の対応が難しいため、公園整備や広場整備をするときには敷地内で浸透できる設備を整えて、対応ができる量を増やしております。

また、台風やゲリラ豪雨があったときは、職員が現場のパトロールをしておりますが、冠水する原因は、柵にごみが溜まって排水できていないケースが多い状況です。現状排水ができる能力は備えているため、表面管理を強化して対応しております。

○池畑委員長 続いて、小平市立小平第十二小学校大規模改修工事について、説明を求めます。

○事務局 では、ご説明を申し上げます。資料1の11ページをご覧ください。

工事の概要は記載のとおりです。小平市立小平第十二小学校校舎の外壁及び屋上防水の補修を行う工事になります。工期は令和4年6月から令和4年12月までです。

12ページに案内図と配置図があります。

業者選定方法は、総合評価一般競争入札となります。落札者決定基準及び評価方法につきましては、13ページから14ページに記載のとおりです。入札者の入札価格及び評価の状況につきましては、15ページに記載のとおりです。3社の参加、入札により、株式会社山口建興が評価値55.39点で落札いたしました。評価項目の合計獲得点の内訳は、その下段に記載のとおりです。

次に、いただいた質問ですが、資料2の7ページ目から9ページ目のとおり、池畑委員長から3問、木内副委員長から1問、高橋委員から3問、計7問の質問をいただいておりますが、回答

についての説明は省略いたします。

○池畑委員長 8 ページの一番上の補助金のことについて、本工事は補助金が支給されていることですが、補助金の期限はありますか。

○教育総務課 補助金のメニューによって期限があります。この大規模改修工事における、東京都の補助金については令和5年度までです。

○高橋委員 学校に限らず自治体は施設の総合管理計画を作られていると思いますが、学校についても大規模修繕の総合管理計画を作っていますか。そうではなく、その都度、点検に基づいて、あるいは現場の学校の先生方からの要望に基づいて毎年予算取りをするのですか。

○教育総務課 大規模改修工事を行う判断以前には、その建物自体が、施設の更新、建替えが必要かどうかということ判断していくという大きな視点の方針があります。その中で、建替えが不要である、また継続して利用可能であると判断をした建物に対して、大規模な修繕工事等を行い、施設の機能維持を図っております。よって、大きな公共施設の更新計画に合わせて、大規模改修工事を進めています。

○高橋委員 市全体の財政の中で、年度によっては、これだけの工事は認められない年も生じる可能性があります、その場合も予算の範囲内で毎年行うのですか。

○教育総務課 担当課としましては、必要があつて予算要求をしているため、継続して利用するという判断を示された学校に対しては必要な予算を確保していきます。

○事務局 契約の観点から補足をさせていただきます。小平市におきましては、公共施設マネジメント推進計画があり、今後少子高齢化が進展し、税収や人口が減少していく中で、市としてどういう形で事業を持続させていくかという観点から、それぞれの建物の更新の可否を適宜判断し、改築などを大局的な観点から行ってまいります。よって、財政部門や公共施設マネジメント部門において、工事が一時期に集中しないように分配してバランスよく実施していきつつも、今後、契約の案件は大規模化し、件数も増えていくということが想定されます。

○高橋委員 外壁につきましては、基本的には、自治体の持っている公共施設、学校も含めて定期点検・報告は除外されていると思いますが、民間の施設については、建築基準法で10年ごとの点検が義務づけられており、報告も求められています。そのスパンでの検査が行われているのですか。

○施設整備課 特定建築物定期調査ではタイル壁面については概ね10年に一度点検するということになっています。学校にはほとんどタイル仕上げがなく、基本的にはコンクリートによる壁面が多く、塗装仕上げなどして劣化を防ぐという手法が一般的です。公共施設マネジメント推進計画の中で、鉄筋コンクリート造の建物の目標耐用年数を60年としており、それを目安として昔建てられた建物では建て替えや長寿命化について総合的に判断した上で、毎年施設整備課と公共施設マネジメント課で協力して、施設の点検を行っています。手順としては各施設の主管課にまず不具合について点検をしてもらい、それが公共施設マネジメント課の方に一元的に集約されます。それに基づいて必要な部分について、改修か修繕かという判断を行っています。

○木内副委員長 修繕と更新の違いがよく分からないため、今回の小平市立小平第十二小学校の

大規模改修が修繕なのか更新なのか分かりません。

○**施設整備課** 法律上のいろいろな定義があり、新築で建てたときの性能、機能と同じレベルまで持っていくものを修繕と呼んでおります。劣化した部材を交換していくものを更新と呼んでおります。どちらも手を入れて元の性能まで戻すという内容です。更新というと全て取り外して同じようなものに仕上げていくというイメージです。

○**池畑委員長** 今後、資料に言葉の説明表記をお願いします。

4番として、小平市立小平第一中学校他7校樹木剪定等業務委託について、ご説明をお願いします。

○**事務局** 資料1の16ページ、上段です。

契約の内容は記載のとおりです。契約期間は、令和5年1月19日から令和5年3月31日までとなります。業者選定方法は、指名競争入札になります。

質問ですが、資料2の10ページのとおり、木内副委員長から2問の質問をいただいております。回答の説明は省略いたします。

○**木内副委員長** 小平第一中学校他7校とは、中学校全部をまとめて樹木剪定業者の入札を行ったということですか。金額が安い業者を選ぶことになりませんが、業者の良し悪しはないのですか。やめておくべき業者を外すことができるような仕組みはありますか。

○**事務局** 今回は指名競争入札であることから、金額で決定しております。その前段の業者選考で、履行の確保や入札参加者としての適格性を考えております。今回は市内業者ですが、予定価格に対して一定程度の売上実績がある業者を選定しております。その中で、もし予算担当課のほうで、何らか過去の業務の実施において問題があるなどの情報があれば、都度契約担当課のほうに連絡があり、それも踏まえて選考することもあります。

○**木内副委員長** 予定価格の一定範囲内でないと失格になるという仕組みはありますか。

○**事務局** 予定価格の事前公表はありませんが、最低制限価格を設けているため、ダンピングについては排除されます。

○**池畑委員長** この仕様書を見ると、各学校で入っている樹木について番号がついています。これは植えた順番ですか。何か決まりがあるのですか。

○**教育総務課** 各学校において、樹木台帳があります。それに基づいて樹木の剪定をしています。番号はどういった順番でつけられていくのか分かりません。新しい木を植えたら新しい番号をつけますので、植えた順番になることが考えられますが、どのような規則で番号を設定したのかまではわかりかねます。

○**池畑委員長** 欠番については木を抜いたのですか。

○**教育総務課** 木が枯れて、伐採をすることがあります。

○**池畑委員長** 続きまして、小平市立小学校牛乳保冷庫等購入につきまして、その概要の事前質問などについて、ご説明をお願いいたします。

○**事務局** 資料1の16ページ、中ほどになります。

契約内容は記載のとおりです。納入期限は令和5年3月31日までとなります。業者選定方法

は、7社の希望確認型指名競争入札となっております。

また、質問ですが、資料2の11ページのとおりで、池畑委員長から3問の質問をいただきました。回答については、資料のとおりですので、省略いたします。

○池畑委員長 牛乳の産地などはありますか。関係なく配給されるものをそのまま出すのですか。

○学務課 小平市では小・中学校共通で、群馬県の東毛酪農業協同組合と直接契約を行って、低温殺菌牛乳の瓶装牛乳を活用しております。自治体によっては、学乳協会から地域で決められた牛乳事業者の紙パック製牛乳を使用することもあります。小平市は瓶装で、こちらの産地の牛乳を供給していただいております。

○池畑委員長 では、小平市立小平第三小学校食器洗浄機等購入に関しまして、ご説明をお願いいたします。

○事務局 資料1の16ページ、中段をご覧ください。

契約内容は、記載のとおりです。納入期限は令和5年1月6日までになっています。業者選定方法は、8社の希望確認型指名競争入札となっております。

次に、質問ですが、資料2の12ページのとおり、木内副委員長から2問の質問をいただきました。回答については、資料のとおりとなりますので、説明は省略いたします。

○木内副委員長 希望確認型とは、発注者側の希望をあらかじめ書面などに書いて出して、この希望をのんでくれるところに入札してもらうというイメージですか。

○事務局 指名競争入札という金額的に低いほうの競争については、市側で条件の中で、指名をしていきます。希望確認型については、発注予告書で案件ごとの概略を示し、手を挙げてきた業者の中から指名いたします。

○高橋委員 昨今、新型コロナウイルスなどが流行っています。食器については、特別に何かしていますか。

○学務課 今回購入したものは洗浄機であり、洗浄機では、高温のお湯ですすぎ洗浄ができることを仕様で定めております。給食は非常に高い衛生管理が求められていますので、洗浄機とは別に、食器保管庫があります。ウイルスや細菌の殺菌は洗浄後に食器保管庫に収納し、翌朝まで熱風等での殺菌消毒を行って保管しております。

○池畑委員長 今まで事故はありませんでしたか。

○学務課 小平市では自校で行う洗浄や保管などの衛生管理が原因となる食中毒等は起きておりません。

○木内副委員長 12ページの質問2のところに、小平市立小平第三小学校は令和5年度より給食調理業務委託を開始したとありますが、令和4年度以前の給食はどうしていたのですか。

○学務課 市の調理員、正規職員を配属した直営方式で運営しておりました。調理業務を委託に切り替えたのが令和5年度です。

○木内副委員長 もともと市が直営していた調理業務を民間に業務委託し、小平市立小平第三小学校は令和5年度から委託することになったということですか。

○学務課 はい。

○池畑委員長 磁器食器と書いていますが、食器が変わったのですか。

○学務課 調理業務の委託については、コストだけではなく、子どもたちの食環境整備も小平市の方針としているため、今回の委託化の際に、これまで使用していた樹脂製の食器から切り替えて強化磁器という家庭に近い食器に切り替えました。そこで、磁器食器が洗える仕様の食器洗浄機を購入しました。

○池畑委員長 続きまして、小平市立小平第七小学校・小平第十一小学校給食調理業務委託の内容と事前の質問について、ご説明を求めます。

○事務局 資料1の16ページ下段をご覧ください。

契約内容は記載のとおりです。契約の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までになります。契約方法は、プロポーザル方式による随意契約になります。

次に質問ですが、資料2の13ページのとおり、高橋委員から4問いただきました。回答につきましては、資料のとおりとなりますので、説明は省略いたします。

○高橋委員 小平市立小平第七小学校と小平市立小平第十一小学校というのは、委託は今回初めてですか。また、小平市の小学校給食は、基本的には単独校方式ですか。まだ直営で運営している学校はありますか。

○学務課 小平市立小平第七小学校については、令和5年度から新規委託です。小平市立小平第十一小学校は継続になります。前の委託業者との契約期間が切れたため、2校を一つにして委託化しました。

令和5年度現在で5校については市の直営です。

小学校は全部単独の調理場を持っており、自校方式です。

○高橋委員 関連で、14校の調理業務を4社に委託しているということですが、今回この2校を委託する業者は新規の業者ですか。

○学務課 新しい事業者です。

○高橋委員 決定した業者について、全体では最高点ですが、実績の点だけを見るとほかの業者より低くなっています。問題ないですか。

○学務課 3社の相対的な評価の中では低いですが、3社とも大手であり実績が多くあるため、問題ないと判断いたしました。

○高橋委員 学校ごとに異なる業者が運営していたり、直営であったりすると、それぞれの給食のばらつきは出ないのですか。全体会議などで調整をしているのですか。

○学務課 19校各校に栄養士を配属しておりますので、小平市の給食の方針に沿って、各学校で独自性を出しつつ、会議をもってバランスを取るように運営しております。

○学務課 各校の栄養士のほかに、学務課にも栄養士を配置し、バランスが取れるように助言できる体制を取っています。

○高橋委員 食材の選定はどのようなやり方をしていますか。

○学務課 規格基準書を作成して統一的に判断して調達していますが、調味料や共通して使う食

材、魚類などは市内において見積合せを行って購入するものを決める場合もあります。

地元の農家や八百屋、肉屋といった近隣の小売り事業者と各学校が直接契約している事例もあります。

○高橋委員 武蔵野市の場合は、食材の選定に当たって学校の先生とPTAの方が入った選定委員会を作り、試食などをしていますが、小平市にはありますか。

○学務課 委員会は設けておりません。

○高橋委員 必要に応じて随時行うことはありますか。

○学務課 保護者が入った委員会は設けておりませんが、市内統一で調達するものは、栄養士が集まって実物を見ております。

○池畑委員長 メニューは各学校それぞれで決めていますか。

○学務課 小平市は小学校各校で決めています。

○池畑委員長 それでは、小平市立小・中学校外国語指導助手事業業務委託について、ご説明をお願いします。

○事務局 資料1の17ページの上段になります。

契約の内容は記載のとおりです。契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までになります。契約方法は、プロポーザル方式による随意契約になります。

資料2の14ページに記載のとおり、池畑委員長から3問質問をいただきました。回答についての説明は省略いたします。

○池畑委員長 先生の欠員が出たとき、実際に先生が来ないで授業を行うことはありますか。

○指導課 当日の体調不良など想定されることはありますが、基本的に対面で授業を行うため、授業に出られなかった場合には、学校と調整の上、別日で対応します。

○池畑委員長 1人の先生が幾つもの学校を持つこともありますか。

○指導課 欠員となった場合は、その学校にはその先生1人が行くことになるため、事業者や学校との調整になります。

○池畑委員長 そういうこともあるということですか。

○指導課 場合によってはあります。

○池畑委員長 年間通してどれくらいありますか。

○指導課 事例としては多くないですが、時々発生します。

○池畑委員長 本業務について何か小平市の特徴的なところはありますか。

○指導課 小平の特徴ということではありませんが、コミュニケーションを学ぶ場でもあるため、休み時間の交流など、授業の中だけでなく日常の会話もあります。

○池畑委員長 成果を発表するところはありますか。

○指導課 このALT授業の成果ではありませんが、学習発表会を行っている学校もあります。そこで英語劇や英語のスピーチをする学校もあります。

○池畑委員長 引き続きお願いします。

○高橋委員 指導課や現場の学校の先生が何か講師の方に対して、実際に関わることはありますか

か。

○指導課 学校現場からの意見として、教員も参加する会議を行い、現場からの意見を聞いています。

○高橋委員 仕様書の段階で規定しているということですか。

○指導課 はい。

○池畑委員長 議会事務局ペーパーレス会議用タブレット端末購入に関しまして、事前の質問の説明を求めます。ご説明をお願いします。

○事務局 資料1の17ページ、最後の項目になります。

契約内容は、記載のとおりです。納入期限は、令和5年3月20日までになります。契約方法ですが、12社の指名競争入札となります。

次に、質問ですが、資料2の15ページのとおり、高橋委員から4問のご質問をいただいています。回答につきましては、資料のとおりとなりますので、省略いたします。

○高橋委員 今回指名業者を2倍にしたが応札は1社であったという記載がありますが、2倍にすることはよくあることなのですか。

また、ペーパーレス会議システムを導入しているということですが、どのようなものですか。通信回線業者は何をするのですか。

○事務局 1番目について、指摘のとおり12社の指名が行われました。本来であれば、6社以上の指名となる案件ですが、本案件につきましては、前段で入札不調になったこと、半導体の不足、そのほか世界情勢から危機感もあり、まれな例ですが、倍の12社を指名いたしました。応札は1社ですが、商品の購入について共通の条件を12社に示し、各社で検討があった上の結果であるため、公平公正な競争がなされたという考えです。

○議会事務局 ペーパーレス会議システムですが、議会で使う資料をPDF化してシステムに掲載し、議員等に見ていただくものです。見るだけではなくデータの上にアンダーラインを引いたり、文言を検索したり、定例会や委員会ごとにフォルダ管理をすることができます。また、過去の資料も見ることができます。小平市ではプロポーザルで業者を選定しました。本システムは東京都の26市中14市で導入しています。

通信回線業者ですが、ソフトバンクと契約をしております。そのほか、iPadでは、NTT、KDDIの計3社のみがLTE回線の権限を持っており、ソフトバンクになりました。通常、議場ではWi-Fiで利用していますが、視察に行く場合など、資料を外で持ち歩く場合も想定されるためLTE回線も用意しております。

○池畑委員長 よろしいですか。

ご質問は以上です。

以上で令和5年度第1回小平市入札等監視委員会を終了します。